

ゴルフ場の維持管理に関する指導要綱

平成元年3月1日(施行)
平成3年5月1日一部改正
平成17年1月13日一部改正
平成19年2月1日一部改正
平成31年2月6日一部改正

第1 目的

この要綱は、ゴルフ場の維持管理に関し必要な事項を定め、ゴルフ場における農薬の安全かつ適正な使用を確保するとともに、ゴルフ場及びその周辺地域における環境の保全並びに災害の防止に寄与することを目的とする。

第2 定義

この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) **ゴルフ場** ホール数が18以上であり、かつホールの平均距離が100メートル以上の施設(現に工事中の施設も含む。)をいう。
- (2) **事業者** 県内の地域に設置されたゴルフ場を経営している者及び今後県内にゴルフ場を開設し、経営しようとする者をいう。
- (3) **農薬** 農薬取締法(昭和23年法律第82号、以下「法」という。)第2条第1項に規定する農薬をいう。
- (4) **水道事業者等** 水道法に規定する水道事業者、水道用水供給事業者をいう。

第3 事業者の責務

事業者は、ゴルフ場の維持管理にあたっては、この要綱を遵守するとともに、その従業員(事業者の業務を委託する者を含む)に対して、ゴルフ場の維持管理が適正に行われるよう正しい知識の普及啓蒙に努めなければならない。

2 事業者は、この要綱の目的を達成するよう必要な措置を講ずるとともに、県が実施するゴルフ場の維持管理に関する施策に協力しなければならない。

3 事業者は、ゴルフ場の維持管理にあたっては、地域住民との合意形成を図るとともに、市町、水道事業者等と環境保全協定を締結するように努めなければならない。

この場合において、協定を締結した事業者は、協定書の写しを添えて関係市町長を経由して知事に報告しなければならない。

第4 市町の協力

市町は、県がこの要綱の目的を達成するために実施するゴルフ場の維持管理に関する施策に協力するものとする。

第5 県の責務

県は、事業者に対し、ゴルフ場の適正な維持管理に関する指導、助言及び勧告その他必要な施策を実施するものとする。

第6 維持管理に関する遵守事項

事業者は、ゴルフ場の適正な維持管理を行うため、別表に掲げる事項を遵守しなければならない。

第7 協議

事業者は、ゴルフ場用地の形質変更又は、樹林地若しくは用排水施設の改善等環境の保全、災害の防止に影響を及ぼすおそれのある行為をしようとするときは、あらかじめ知事と協議し、その了承を得なければならない。

2 事業者は、前項の協議をしようとする場合、ゴルフ場の所在する市町の長(以下「関係市町長」

という)を経由して、協議書を知事に提出するものとする。

第8 維持管理状況等の報告・記録

事業者は、毎年2月末日までに、前年のゴルフ場維持管理状況について、別に定める様式により、関係市町長を経由して知事に報告しなければならない。

- 2 事業者は、第6に基づき実施するゴルフ場からの排水に含まれる農薬の自主検査を「ゴルフ場排水に含まれる農薬等の水質検査に係る指導指針」に定めるところにより実施し、知事にその結果を報告しなければならない。
- 3 事業者は、ゴルフ場及びその周辺地域における環境を保全するため、その業務を統括管理する環境管理責任者をそれぞれ置き、別に定める様式により、関係市町長を経由して知事に報告しなければならない。報告した事項に変更が生じたときも同様とする。
- 4 事業者は、農薬の使用状況等について、別に定める様式により記録し、3年間保存するものとする。

第9 事故等の報告

事業者は、ゴルフ場の維持管理に関して環境保全上、又は災害防止上支障が生ずる事故が発生したとき又は発生するおそれがあると認められるときは、直ちにその原因について調査し、応急の措置を講ずるとともに、速やかに知事及び関係市町長にその状況を報告しなければならない。

- 2 前項の場合において、事業者は原状回復に努めるとともに、知事が事故の発生、拡大又は再発の防止のために必要な指示をしたときは、これに従わなければならない。

第10 ゴルフ場の調査・点検

知事は、この要綱の施行に必要な限度において、当該職員をしてゴルフ場に立ち入り、ゴルフ場の維持管理に関しての調査、点検をさせることができる。

- 2 前項の場合において、事業者はこれに協力するものとする。

第11 指導・指示及び勧告等

知事は、第8の1及び2に基づく報告があった場合、必要があるときは、事業者に対しゴルフ場の維持管理に関して改善すべき事項を指示することができるものとする。

- 2 知事は、第8の2に基づく報告があった場合、事業者に対し、農薬の使用等に関する必要な措置を講じるよう指導することができるものとする。
- 3 知事は、水道事業者等の実施する水道水の農薬等に係る水質検査結果において、必要があるときは、事業者に対し農薬の使用等に関して必要な措置を講じるよう指示することができる。
- 4 知事は、第10に基づく調査、点検を行った結果、必要があるときは、事業者に対して改善すべき事項を指示、又は勧告することができるものとする。
- 5 事業者は、前4項の指導、指示又は勧告を受けたときは、その処理方針又は処理結果について、関係市町を経由して知事に報告しなければならない。

第12 氏名等の公表

事業者が知事の指導、指示若しくは勧告に従わないとき、調査、点検若しくは報告を拒んだとき、又はこれを妨害したときは、知事は当該事業者の氏名等の公表をすることができるものとする。

第13 補則

この要綱に規定するもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附則

この要綱は、平成元年3月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成3年5月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成17年1月13日から施行する。

附則

この要綱は、平成19年2月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成31年2月6日から施行する。

別 表

| | 事 項 |
|--------------------------|---|
| <p>1 農薬の使用に関すること</p> | <p>(1) 芝、樹木等の病害虫の防除等栽培管理を目的として農薬を使用しようとするときは、法第3条及び第34条第1項の規定により、農林水産大臣の登録を受けた農薬を使用すること。</p> <p>(2) 農薬を購入しようとするときは、法第17条の規定による届け出のあった農薬販売者から購入すること。</p> <p>(3) 法第25条第1項の規定に基づく「農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令」（平成15年3月7日付け農林水産省 環境省令第5号）第5条第1項に基づき、毎年度、農薬を使用しようとする最初の日までに、次に掲げる事項を記載した農薬使用計画書を農林水産大臣及び環境大臣に提出すること。 なお、これを変更しようとするときも、同様とする。 ① 当該農薬使用者の氏名及び住所 ② 当該年度のゴルフ場における農薬の使用計画</p> <p>(4) ゴルフ場の外に農薬が流出することを防止するために必要な措置を講じるよう努めること。</p> <p>(5) 農薬の使用にあたっては、法第16条に規定する登録に係る適用病害虫の範囲及び使用方法、並びに貯蔵上及び使用上の注意事項等の農薬表示事項に従うこと。</p> <p>(6) 農薬の使用にあたっては、気象、地形等の環境条件を考慮し、農薬散布従事者並びにゴルフ場の従業員、利用者及び周辺住民並びに周辺河川等に対する十分な被害防止対策を講ずること。</p> <p>(7) 農薬の盗難、紛失、飛散、流出等を防止するために、農薬を適正に保管すること。</p> <p>(8) 「ゴルフ場における病害虫雑草安全防除指針」を遵守すること。</p> |
| <p>2 環境の保全に関すること</p> | <p>(1) 「ゴルフ場排水に含まれる農薬等の水質検査に係る指導指針」に基づき、ゴルフ場排水口における農薬等の水質検査を実施すること。</p> <p>(2) 最終調整池等において魚類を飼育し、農薬の流出監視に努めること。</p> <p>(3) 自己水源を有する水道施設により、飲料水を供給する場合は、施設を適正に管理するとともに、水質検査(農薬を含む)を実施すること。</p> <p>(4) 浄化槽について保守点検、清掃及び水質検査を実施し、水質汚濁の防止に努めること。</p> <p>(5) 使用する農薬及び肥料について可能な限り減量を図るとともに、農薬の飛散、流出並びに肥料による富栄養化の防止に努めること。</p> <p>(6) 造成工事にあたっては、伐採樹木の処理に伴う煙害、重機の稼働に伴う騒音及び降雨に伴う濁水により公害問題を惹起することがないように十分留意すること。</p> <p>(7) 排水の色相(排出路の赤色沈着物等を含む)及び臭気等について、常に注意を払い、ゴルフ場及びその周辺地域の環境保全のための対策に努めること。</p> <p>(8) 残置森林の保護及び造成森林等の補植を図るとともに、動・植物の調査を適宜実施し、自然環境の保全に努めること。</p> |

| | |
|------------------|---|
| 3 災害の防止に関すること | <ul style="list-style-type: none">(1) のり面、擁壁等築造物について、亀裂、破損等の有無を適宜点検し、土砂の流出、崖崩れ等が起こらないよう適切な措置を講ずること。(2) ゴルフ場の排水施設、貯水池、調整池、沈砂池等の機能について適宜点検し、排水調整機能が適正に働くよう適切な措置を講ずること。(3) 残置森林及び造成森林地域の樹木等が森林の公的機能を保持し、また崩壊、倒木等による被害が生じないよう適切な措置を講ずること。 |
|------------------|---|

環森第11-219号
農商第15-514号
県土第14-262号
平成19年2月1日

各農林水産商工（農政・農林商工）環境事務所長 様
各建設事務所長 様
病虫害防除所長 様
各市町長 様

環境森林部長
農水商工部長
県土整備部長

「ゴルフ場の維持管理に関する指導要綱」の取扱いについて（通知）

ゴルフ場における農薬の安全かつ適切な使用をするとともに、ゴルフ場及びその周辺における環境の保全並びに災害の防止を図るために「ゴルフ場の維持管理に関する指導要綱」を平成元年3月1日から施行してきたところであるが、要綱の運用を適正に行うために、貴職におかれても、ゴルフ場事業者の指導について、引き続き特段のご配慮をお願いするとともに、要綱の運用にあたっては、次の各事項について十分にご留意ください。

記

1 事業者の責務について

- (1) 要綱第3の1「その従業員（事業者の業務を受託する者も含む。）に対して、ゴルフ場の維持管理が適正に行われるよう、正しい知識の普及に努めなければならない」とは、次のことをいう。
 - ① 農薬の使用に関すること
 - ② 環境の保全に関すること
 - ③ 災害の防止に関すること
- (2) 要綱第3の2「県が実施する維持管理に関する施策」とは、次のことをいう。
 - ① 県が実施する「芝、樹木等の農薬に関する研修会」等に積極的に参画すること。
 - ② 県が実施する「ゴルフ場の調査・点検」に、協力すること。
- (3) 要綱第3の3「市町、水道事業者及び地域住民との合意形成」とは、次のことをいう。
 - ① 当該市町は、ゴルフ事業者と地域住民との融和に努めること。
 - ② 上水道取水口の上流にゴルフ場がある場合は、事業者は水道事業者と協議すること。

2 協議について

- (1) 要綱第7「ゴルフ場用地の形質の変更又は樹林地若しくは用排水施設の改変等」とは、次のことをいう。
 - ① ゴルフ場用地の改変は、ゴルフコース2ホール以上にわたって改変しようとする場合とする。
 - ② 樹林地の改変は、残置森林、造成森林及びコース間の樹林地の合計が2ha以上にわたって改変しようとする場合とする。
 - ③ 用排水施設の変更に伴い流域変更が生じた場合とする。

3 事故の報告について

- (1) 要綱第9「報告書」は、次のことをいう。
 - ① 「事故報告書」（別添様式-7）

4 ゴルフ場の調査・点検について

- (1) 要綱第10「当該職員」は、次のことをいう。

① 「ゴルフ場の調査・点検実施連絡協議会設置要領」の職員とする。

5 維持管理に関する遵守事項について

(1) 要綱第6「別表に掲げる事項」は、次のことをいう。

I. 農薬の使用に関すること

1) 登録農薬の使用

① 使用する農薬は適用作物に対し農林水産省の登録を有するものとする。

その中で防除の目的に合致し、防除効果、使用方法、薬害、特性、残留性、周辺に及ぼす影響等を総合的に判断し、最も適当な物を選定、購入する。なお、同様な防除効果を有する農薬でも、人畜、魚介類、蚕などに毒性が異なる場合があるので、毒性の低いものを選定する。

② 具体的な防除計画を立て、必要以上の農薬を購入しないようにし、保管中の農薬事故や目的外使用等の防止に努める。

2) 農薬の表示事項

農薬の表示事項には、成分、毒性、適用作物、対象病虫害及び雑草、使用時期、使用方法、使用量、水質汚濁性等必要な事項が記載されており、これらを熟読し、使用上の注意事項を遵守する。

3) 被害防止対策

① 散布作業の注意事項

ア. 散布器具は使用前に点検し、確実に作動することを確認してから使用する。

イ. 散布作業に必要な防除衣、防護マスク、ゴム手袋、防護メガネ、ゴム長靴、帽子等の防護具は、必ず備え付けのものを使用し、使用前に欠陥の有無を点検する。

ウ. 使用された農薬により、水道水源、河川、湖沼、海域等を汚染しないよう事前に散布地域及び周辺の状況を十分把握しておく。

エ. 風向き、風の強さを考慮し、農薬が飛散するおそれがあるときは散布作業をとりやめる。

(住宅地、学校、病院等が周辺にある場合は特に留意する。)

オ. 降雨が予想される場合は、防除効果及び河川等への流出防止の面から散布作業をとりやめる。

カ. 作業中に頭痛、めまい、吐気がするなど気分が悪くなった場合は直ちに作業をとりやめ医師の診断を受ける。

キ. 防除作業員の人員や散布時間には十分な余裕をとり無理に強行しないようにし、同じ者が長時間散布作業に携わることのないように配慮する。

ク. 使い残した農薬は、他の容器に移し換えずそのまま密封又は密栓をして元の保管庫等に戻す。

ケ. 散布終了後は、顔、手足はもちろん全身を石鹸でよく洗い、うがい、洗顔を行う。衣服は取り替え、作業に使用した衣服は必ず石鹸を用いてよく洗う。

コ. 使用残りの薬液が生じないように調整を行うとともに、散布に使用した器具及び容器を洗浄した水は、河川等に流さず、散布のむらの調整、灌水等に使用すること。

サ. 農薬の空容器、空袋等の処理は、関係法令を遵守し、廃棄物処理業者に処理を委託する等により適切に行うこと。

② 住民に対する被害防止

農薬の使用について周辺住民によく理解を求めていく。住宅地等に接近したゴルフ場での散布は風向き等を考慮し、粒剤や微粒剤を使用したり、早朝の風のない時などに作業をするなど住宅地等に農薬が飛散しないようにする。また、必要に応じあらかじめ周辺の住民に注意事項を連絡し、ゴルフ場周辺の被害防止対策を徹底しておく。特に、学校、病院、保育園等公共施設又は、水道水源等に接近したところでの散布は慎重に実施する。

③ 水産動植物等に対する被害防止(水質汚濁の防止)

農薬の使用に伴う水産動植物の被害の発生又は公共用水域の水質の汚濁を未然に防止するため、次の事項を遵守する。

ア. 農薬取締法施行令第2条に掲げる水質汚濁性農薬は使用しない。

イ. 魚毒性C類に該当する農薬は、河川、湖沼、海域及び養殖池に飛散又は流入するおそれのあるゴルフ場では使用せず、これら以外のゴルフ場で使用する場合も水産動植物に対する影響が極めて大きいので、魚毒性の低い農薬に切り換える。なお、やむを得ず魚毒性C類に該当する農薬を使用する場合、農薬使用管理責任者は農薬管理指導士等の指導を受ける。

ウ. 魚毒性B_s類(B類の中でも特に注意を要するもの)の農薬は、魚類により魚毒性C類と同

等の魚毒性を有するので、その使用は魚毒性C類に準じ十分注意する。

エ. 魚毒性の比較的低いB類又はA類に該当する農薬の使用についても水道水源、河川、湖沼、海域及び養殖池の周辺ゴルフ場において使用する場合には、これらの水域に直接飛散、流入しないように十分配慮する。

オ. 河川等への農薬の流出防止等を図るため、調整池の汚泥等を定期的に除去（清掃）し、貯水容量の確保に努める。

④ プレーヤー等に対する被害防止

プレーヤー等に農薬が飛散又は付着しないようにするため、次の事項を遵守する。

ア. 農薬散布は原則として休業日又は営業の終了後に実施する。

イ. やむを得ず、営業中に農薬散布を実施する必要があるときは、風向き等を考慮し、プレーヤー等に飛散しないようにする。また散布区域にプレーヤー等が近づかないようにするほか、農薬を散布した後すぐにプレーヤーをコースに入れないように配慮する。

⑤ 家畜及び蜜蜂に対する被害防止

ア. ゴルフ場周辺に、牛舎、鶏舎、牧草などがあるような場合は、風向きを考慮して農薬がこれらの施設等に飛散しないようにする。

イ. 農薬散布により、蜜蜂群に被害をおよぼすおそれのあるときは養蜂業者に使用農薬名、使用時期、使用範囲、使用方法等を少なくとも散布2週間前に連絡する。

ウ. ゴルフ場周辺で蜂蜜群の飼育が明らかな場合は事前に養蜂家へ連絡する。

⑥ 蚕に対する被害防止

ゴルフ場周辺に桑園又は養蚕施設がある場合は、次の点を遵守する。

ア. 桑園又は養蚕施設に薬剤が飛散しないように散布する。

イ. 飛散のおそれがある場合は所有者に連絡し、蚕の飼育時期と農薬の蚕に対する残毒期間を考慮し、前もって桑を摘み取るなどの処置を講ずるようにする。

ウ. 合成ピレスロイド剤等は、蚕毒性が強く、またその影響が蚕に対して2ヶ月以上の長期にわたるものもあることから被害を発生する可能性のある地域では絶対に使用しない。

4) 農薬の保管管理

① 農薬は必ず計画的に購入し、必要以上の農薬を長期間保管しないようにする。農薬を保管する時は、次のことを遵守する。保管は直射日光が当たらず冷涼で乾燥した場所とする。また、農薬が飛散したり、地下にしみ込んだり、又は流れ出るおそれのない場所とする。

② 農薬は密閉して専用の保管庫等に保管する。

③ 保管庫等には施錠をし、盗難、紛失の防止その他誤用のないようにする。

④ 毒物又は劇物に該当する農薬の保管場所には、毒物については赤地に白で「医薬用外毒物」又劇物については白地に赤で「医薬用外劇物」の文字を表示し、その他のものを保管する場所と明確に区分する。除草剤は他の農薬と離して保管し、散布器具を別にする。

⑤ 農薬の種類別に購入量及び使用量等を記帳し、常に在庫数量を管理する。

⑥ 消防法に定める危険物に該当する薬剤を一定数量以上保管する場合には、所轄の消防本部の許可を受けるか、又は届け出る。

II. 環境の保全に関すること

- 1) 農薬等の水質検査については、場外への流出状況が把握できる代表的（集水面積が最も大きい等）な排水口において、次の表のとおり行うものとする。

| 水質検査項目 | 水質検査回数 | 水質検査実施時期 |
|--|-------------|-----------------------|
| 全窒素及び全りん | 各項目毎に2回／年以上 | 肥料散布後において降雨後数日以内に実施する |
| 殺菌剤、殺虫剤及び除草剤毎に1種類以上 （使用料、魚毒性等を考慮すること） | 各項目毎に2回／年以上 | 農薬散布後において降雨後数日以内に実施する |

- 2) 動物植の調査を実施する場合には、次のとおり行うものとする。

- ア. 特筆すべき植物を確認した場合は、その生育状況を定期的に把握するものとする。
イ. 貴重な動物を確認した場合は、その生息状況を定期的に把握するものとする。

III. 災害の防止に関すること

- 1) 調整池は、雨水、土砂等の流出を調整し下流河川の洪水を防止するためのものである。

- ① 堤体の安定及び調整池の機能を確保するため維持管理を十分に行う。

ア. 放水口及び余水吐の障害物の除去

イ. 調整池内の沈砂の搬出

ウ. 堤体及び附帯施設の補修

- ② 常に良好な状態を維持するため、点検計画を作成し定期的に点検を行い、異常な状態が早期に発見されるようにしなければならない、又、異常な状態が発見された時は、ただちに知事に報告しなければならない。

- ③ 調整池の緒元、その他これに類する調整池の維持管理上、参考となるべき設計図書を備えなければならない。

- 2) 残置森林、造成森林、法面等の箇所について、面積の変化及び維持管理等を記載した図書をそなえなければならない。又、前記の箇所で異常な状態が発見された時は、知事に報告しなければならない。

附 則

平成2年1月4日付け開第31号による三重県副知事通知「「ゴルフ場の維持管理に関する指導要綱」の取扱いについて」は、これを廃止する。

事務担当

環境森林部水質改善室

電話:059-224-2382 fax:059-229-1016

農水商工部農水産安全室

電話:059-224-2543 fax:059-224-2558

県土整備部建築開発室

電話:059-224-3087 fax:059-224-3147

環境の保全に関する報告書**1. 魚類の飼育状況（魚類を飼育している池についてのみ記入すること。）**

| 飼育場所 | 魚種 | 飼育の状況 |
|------|----|-------|
| | | |
| | | |
| | | |

注) 1) 飼育場所については、位置図を添付すること。

2) 適宜欄を増減すること。

2. 飲料水の水質検査結果

専用水道施設小規模水道施設の水質検査結果については、水道事務取扱要領による水道検査報告書のとおり。（水質検査報告書の写しを添付すること。）

3. 浄化槽の維持管理状況

ア. 保守点検及び清掃の実施状況

（保守点検及び清掃回数については、浄化槽法第10条を参照。）

（ア）保守点検年月日及び業者名

（イ）清掃年月日及び業者名

イ. 水質検査結果（浄化槽法第11条に基づく検査結果の写しを添付すること。）

4. 植物調査結果（特筆すべき植物を確認した場合のみ記入すること。）

| 植物名 | 確認年月日 | 確認場所 | 生育状況 |
|-----|-------|------|------|
| | | | |
| | | | |

- 注) 1) 新設及び施設拡張時に記載すること。
2) 確認場所については、位置図を添付すること。
3) 植物名については、環境省の「レッドデータブック」及び、「三重県レッドデータブック 2005 植物・キノコ」を参照のこと。

5. 動物調査結果（貴重な動物を確認した場合のみ記入すること。）

| 動物名 | 確認年月日 | 確認場所 | 生息状況 |
|-----|-------|------|------|
| | | | |
| | | | |

- 注) 1) 新設及び施設拡張時に記載すること。
2) 確認場所については、位置図を添付すること。
3) 動物名については、環境省の「レッドデータブック」及び、「三重県レッドデータブック 2005 動物」を参照のこと。

残置森林等維持管理報告書

ゴルフ場名：

| 項目 | 点検内容 | 事業者の チェック | 点検内容 | 変化数量 | 備考 | |
|---|--|--|----------|------|----|--|
| 残置森林 | オープン時と比較して面積が変わっていないか (増減のある場合は、変化数量欄に変化後の数量を、備考欄に変化の理由を記入) | | 変化なし | | | |
| | | | 増加 | | | |
| | | | 減少 | | | |
| | 1年間に実施した維持管理の種類について (その他については、備考欄に内容を記入) | | 除間伐 | | | |
| | | | 枝打ち | | | |
| | | | 管理せず放置 | | | |
| | | | その他 | | | |
| | 森林内に崩壊地はあるか (有の場合は、規模及び復旧方法を備考欄に記入) | | 有 | | | |
| | | | 無 | | | |
| | 造成森林 | オープン時と比較して面積が変わっていないか (増減のある場合は、変化数量欄に変化後の数量を、備考欄に変化の理由を記入) | | 変化なし | | |
| | | | 増加 | | | |
| | | | 減少 | | | |
| 1年間に実施した維持管理の種類について (その他については、備考欄に内容を記入) | | | 除間伐 | | | |
| | | | 枝打ち | | | |
| | | | 管理せず放置 | | | |
| | | | その他 | | | |
| コース間の林帯幅が変わっていないか (増減のある場合は、変化数量欄に変化後の林帯幅を、備考欄に変化の理由を記入) | | | 変化なし | | | |
| | | | 増加 | | | |
| | | | 減少 | | | |
| 植栽木の間隔について | | | 密生 | | | |
| | | | 枝がふれあう程度 | | | |
| | | | 枝がふれあわない | | | |
| | | | その他 | | | |
| 植栽木の状況について | | | 森林状態 | | | |
| | | | 庭園木状態 | | | |
| | | | その他 | | | |

| 項目 | 点検内容 | 事業者の チェック | 点検内容 | 変化数量 | 備考 |
|--------------------------------------|--|--|----------|---------|----|
| | 森林の成長状況について (悪については、内容を備考欄に 記入) | | 良 | | |
| | | | 普 | | |
| | | | 悪 | | |
| | 林床の状態について (その他については、備考欄に記 入) | | 自然 | | |
| | | | 芝 | | |
| | | | その他 | | |
| | 維持管理の実施方法について | | ゴルフ場の直営 | | |
| | | | その他 | | |
| | 保安林 | 区域の境界の表示について (明示されている場合は明示の 方法を、その他については内容を 備考欄に記入) | | 明示されている | |
| | | | 明示されていない | | |
| | | | その他 | | |
| 維持管理状況について (悪については、内容を備考欄に 記入) | | | 良 | | |
| | | | 普 | | |
| | | | 悪 | | |
| その他 | 区域に面する山林に崩壊地及び 崩壊危険地があるか (有の場合は、規模及び復旧方法 を備考欄に記入) | | 有 (崩) | | |
| | | | 無 (崩) | | |
| | | | 有 (危) | | |
| | | | 無 (危) | | |

注) 変化数量及び備考欄に記入できないものについては、項目別に別紙に記載すること。

調整池等維持管理報告書

ゴルフ場名：

調整池名：

| 点 検 項 目 | | 備 考 |
|---------|-----------|---------------------------------------|
| 提 体 | 表 法 面 | ①無・②すべり破壊・③変形・④クラック・⑤植生の有 事業者のチェック |
| | 天 端 | ①無・②すべり破壊・③変形・④クラック・⑤植生の有 事業者のチェック |
| | 裏 法 面 | ①無・②すべり破壊・③変形・④クラック・⑤植生の有 事業者のチェック |
| | ブ ロ ッ ク 張 | ①無・②沈下・③変形・④クラック・⑤洗掘 事業者のチェック |
| | 余 水 吐 | ①無・②沈下・③変形・④クラック・⑤洗掘 事業者のチェック |
| | 減 勢 | ①無・②沈下・③変形・④クラック・⑤洗掘 事業者のチェック |
| | 放流施設 | オリフィス |
| スクリーン | | ①無・②破損・③目詰まり 事業者のチェック |
| 放 流 管 | | ①無・②沈下・③変形・④クラック・⑤洗掘 事業者のチェック |
| 安全施設 | 防 護 柵 | ①無・②老朽化・③破損 事業者のチェック |
| 堆砂状況 | | 0・20・40・60・80・100 事業者のチェック |
| 排 水 路 | 下流排水路 | ①無・②堆砂・③変形・④クラック・⑤洗掘 事業者のチェック |
| | 場内排水路 | ①無・②堆砂・③変形・④クラック・⑤洗掘 事業者のチェック |
| | 場外排水路 | ①無・②堆砂・③変形・④クラック・⑤洗掘 事業者のチェック |
| | 下流排水路 | ①無・②堆砂・③変形・④クラック・⑤洗掘 事業者のチェック |
| | 場内排水路 | ①無・②堆砂・③変形・④クラック・⑤洗掘 事業者のチェック |
| | 場外排水路 | ①無・②堆砂・③変形・④クラック・⑤洗掘 事業者のチェック |

- 注) 1) この報告書は、各洪水調整池等毎に作成する。
 2) コンクリート堤・土堤、共に表法面・天場・裏法面についても記入する。
 3) 各施設に異常が発見され既に修繕等を行った場合は、その旨を備考欄に記入する。

環境管理責任者
設置（変更）報告書
農薬使用管理責任者

年 月 日

三重県知事 へ

ゴルフ場の名称及び所在地
並びに代表者氏名

ゴルフ場の維持管理に関する指導要綱第8の3項の規定により、
環境管理責任者
農薬使用管理責任者
を
設置（変更）しましたので、下記のとおり報告します。

記

職 名

氏 名

資 格 農薬管理指導士（登録 年 月）

※農薬使用管理責任者の場合のみ記載

※農薬使用管理責任者についても、ゴルフ場の維持管理に関する指導要綱第8の3項の規定を
準用する。

事 故 報 告 書

年 月 日

三 重 県 知 事 あて

ゴルフ場代表者名

今般 により、事故が発生しましたので報告いたします。

記

1. 原 因

2. 日 時 年 月 日 AM・PM

3. 場 所 別添函面を参照

4. 応急措置 別添理由を参照

5. 復旧計画 別添理由を参照

連絡先：氏 名

電 話 () -